

(参考)消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(1月分～3月分)

2016/3/31現在

平成28年1月1日～平成28年3月31日

[参考送付]: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係(消費者契約法・特定商取引法):24件>

受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月4日	特定商取引に関する法律を改正し、日本版Do Not Call制度の導入を求める意見書	埼玉県弁護士会 会長 石河 秀夫	特定商取引法第2条第3項に規定されている電話勧誘行為について、規定を改定し、予め電話勧誘行為を拒否した消費者の電話番号への電話勧誘行為を包括的に規制する条項(電話勧誘拒否リストの作成、同リストに登録されている消費者への架電の禁止、違反行為への業務改善命令等、違反行為に基づく契約の取消権)を新たに追加すべきである。
1月7日	消費者トラブル防止に関する要望書 ～高齢者・障がい者 なんでも110番を実施して～	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS) 110番実行委員会	1. 訪問販売における勧誘規制について、少なくとも、勧誘を望まないという意思を明確に示している人たちへの不招請勧誘の禁止を求める。 2. 訪問購入において、勧誘を望まない消費者が予め電話番号の登録を行い、登録者への電話勧誘を禁止する「Do-Not-Call」制度の導入を望まれる。 3. 今後の高齢社会そして障がい者に優しい社会の構築に向けた対策として、訪問販売や電話勧誘販売において、不招請勧誘や再勧誘は禁止すべき。 4. 消費者行政における新たな官民連携の在り方について、消費者被害の未然防止や市場の健全性の構築のための態勢づくりが求められる。
1月14日	特定商取引に関する法律における訪問販売・電話勧誘販売勧誘規制の強化を求める会長声明	奈良弁護士会 会長 兒玉 修一	特定商取引法を改正し、勧誘の要請をしていない消費者に対する、訪問又は電話による勧誘行為を禁止する制度(オプト・イン規制)の導入をすべきである。仮に同規制を導入しないとしても、少なくとも、予め訪問又は電話による勧誘行為を拒絶する意思を表示した消費者に対しては勧誘行為を禁止する制度(オプト・アウト規制)を導入すべきである。
1月14日	事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求める決議	近畿弁護士会連合会 会長 元永 佐緒里	特定商取引に関する法律につき、訪問勧誘の事前拒否制度(ステッカー方式のDo-Not-Knock制度等)・電話勧誘の事前拒否制度(Do-Not-Call制度)の立法措置を講じ、実効性を確保するために、罰則、行政処分及び民事効を伴うものとするべきである。

1月14日	高齢化、情報化、国際化等による社会経済状況の変化に対応し、消費者被害を防止・救済する実効的な法制度を早急に整備することを求めます。 ～内閣府消費者委員会の答申(特定商取引法、消費者契約法)にあたって～	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)岩岡 宏保 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)松岡 萬里野	高齢化、情報化、国際化等による社会経済状況の変化に対応し、消費者被害を防止・救済する実効的な法制度を早急に整備するよう、今回の消費者委員会の答申に基づき、特定商取引法と消費者契約法の改正を直ちに実現することを要望します。その上で、先送りされた多くの課題についても、できるだけ早い時期に実効性ある法制度の実現に向けた検討を開始することを要望します。
1月18日	Do-Not-Call/Knock制度の導入を求める会長声明～特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を～	新潟県弁護士会 会長 平 哲也	特定商取引に関する法律に、予め、訪問又は電話による勧誘行為を拒絶する意思表示している消費者に対しては、電話勧誘を禁止する制度(Do-Not-Call制度)や訪問勧誘を禁止する制度(Do-Not-Knock制度)を導入すべきである。
1月20日	内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会「報告書」(平成27年12月)及び「消費者契約法の規律の在り方についての答申」に対する意見	内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 高畠 英弘(京都産業大学法科大学院教授)	1 現時点で法改正を行うべきとされた事項については速やかに消費者契約法の改正法案を策定した上で国会に提出すべきである。 2 解釈の明確化を図るべきとされた点については、本法に係る逐条解説に適切に反映するなど、必要な取組を進めるべきである。 3 今後の検討課題とされた事項についても、速やかに本法の実効性ある改正を行うべきである。
1月20日	内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会「報告書」(平成27年12月)及び「特定商取引法の規律の在り方についての答申」に対する意見	内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 高畠 英弘(京都産業大学法科大学院教授)	消費者委員会の答申に基づいて特定商取引法の改正を直ちに進めることを要望する。 先送りされた課題については、今後の消費生活相談の推移や消費者・消費者団体の声を踏まえて、できるだけ早い時期に実効性ある法制度の改正に向けた検討を開始することを要求する。
1月25日	「消費者契約法の規律の在り方についての答申」に対する意見	不招請勧誘規制を求める関西連絡会 世話人 国府 泰道(弁護士、大阪弁護士会所属) 長谷川 彰(弁護士、京都弁護士会所属) 他6名	答申において、現時点で法改正をおこなうべきとされた事項、解約の明確を図るべきとされた点について、必要な取組を勧めることが適切とされた点が評価でき、これらの対処が迅速・確実に実現されることを期待する。 一方で、引き続き検討すべきとされた多数の事項(中でも、不招請勧誘の規定の整備)について、一刻も早い議論と対処の実施が必要である。

1月25日	特定商取引法改正の答申に対する意見	不招請勧誘規制を求める関西連絡会 世話人 国府 泰道(弁護士、大阪弁護士会所属) 長谷川 彰(弁護士、京都弁護士会所属) 他6名	専門調査会報告書で提言されたことは消費者被害の防止・救済に資するものとして評価でき、答申に基づき、速やかににかつ確実に、法改正を進めるよう要求する。 他方で、専門調査会報告書で見送られた課題についても、できるだけ早い時期に、実効性ある法制度の改正に向けて、フェアに検討を進めることを要望する。
1月28日	特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求める意見書	熊本県弁護士会 会長 馬場 啓	特定商取引法を改正し、事前拒否者への電話勧誘販売を禁止する制度(Do・Not・Call制度)及び事前拒否者への訪問販売を禁止する制度(Do・Not・Knock制度)を設けるべきである。
2月3日	内閣府消費者委員会の答申(消費者契約法)に対する意見	東京消費者団体連絡センター 代表委員 谷茂岡 正子(NPO 法人東京都地域婦人団体連盟) 他6名 事務局長 橋本 恵美子	先送りされた多くの課題(合理的な判断ができない事情がある消費者につけ込む契約への取消権の付与や、不特定の者に向けた広告を「勧誘」として明文規定に加えることなど)について、できるだけ早い時期に実効性ある法制度の実現に向けた検討を開始することを要望する。
2月3日	特定商取引法、消費者契約法改正の答申に対する意見	適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(略称:KC's) 理事長 榎 彰徳	結論を得ることができなかった課題については、できるだけ早い時期に法制度の改正に向けた検討を開始することを要望する。 (特商法)拒否者登録制度やお断りステッカー制度の導入、インターネット通信販売の虚偽広告による契約の取消権の付与 (消契法)合理的な判断ができない消費者につけ込む契約に取消権を付与すること、不特定の者に向けた広告による「勧誘」を明文規定に加えること、取消権の対象として困惑類型の拡充等の不当な勧誘行為を追加すること、「平均的な損害」(同法9条1号)額の立証に関する対応など
2月12日	特定商取引法改正、消費者契約法改正の答申に関する意見	全大阪消費者団体連絡会	高齢者の消費者被害やインターネット取引被害が日々繰り返されている現状を踏まえ、消費者委員会の答申に基づいて特定商取引法と消費者契約法の改正を直ちに進めることを要望する。そして、先送りされた課題については、消費生活相談の推移や消費者・消費者団体の声を踏まえて、できるだけ早い時期に実効性ある法制度の改正に向けた検討を開始することを要望する。
2月16日	消費者契約法の規律の在り方についての「答申」に対する意見書	消費者契約法改正を実現する連絡会 世話人 弁護士 野々山 宏	答申で示された法改正及び逐条解説の改訂については、消費者被害の予防・救済の観点から、可及的速やかに実現される必要があり、後退するようなことがあってはならない。 他の論点については、できるかぎり早い時期に答申を行うことができるよう、消費者委員会、消費者庁及び国民生活センターにおいて、積極的かつ充実した取り組みが可及的速やかに実施されなければならない。

2月16日	特定商取引法の規律の在り方についての 答申に関する会長声明	横浜弁護士会 会長 竹森 裕子	指定権利制の廃止など本答申に盛り込まれた施策の実施のために、早急に 法令改正を実現すべきである。そのうえで、速やかに事前拒否者への勧誘を 禁止する制度について、速やかに具体的検討を開始すべきである。
2月16日	消費者契約法の規律の在り方についての 答申に関する会長声明	横浜弁護士会 会長 竹森 裕子	答申の内容を決して後退させることなく直ちに法改正を実現されるよう要望す る。その上で、積み残しとされた検討課題についても、真に「消費者の利益の 擁護」を実現しうる消費者契約法の実現に向けた取り組みが速やかに開始さ れるべきである
2月16日	「消費者契約法専門調査会 報告書」に対 する意見	経営法友会	<p>1 速やかに法改正を行うべきとされた事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取消権の範囲の拡大については、条文上、取消しを認めて契約を白紙にし なければならぬ場面に限定されることが必須である。 ・取消権の効果については、取消権があることを知った後も使用した場合は、 使用分の価値相当額の返還を要する旨を明らかにすべきである。 ・不当条項規制については、無効とされる「放棄」条項は一切解除・解約がで きないこととするものに限られることを明確化すべきである。法第10条前段の 例示について、例示された条項が直ちに無効になるとの推定が働くことが強く 懸念されることから、例示は設けるべきでない。 <p>2 逐条解説の記載を変更する事項について、解釈の変更や明確化が必要なの であれば、本来立法により行うべきである。裁判例を紹介するにあたっては 公正な書き方を行うことが必須である。</p> <p>3 今後更なる改正を検討する事項について、拙速に専門調査会において審 議を再開し、次々改正を目指すことには反対である。</p>

2月17日	特定商取引法・消費者契約法見直しについての意見	主婦連合会 会長 有田 芳子	<ul style="list-style-type: none"> ・この骨子案から後退することなく条文化され、確実に法改正が行なわれることを求める。 ・特商法の指定権利制について被害の後追いという状態に再び陥ることのないよう、確実な規定を求める。 ・特商法における不招請勧誘規制につき、早急に検討の再開を求める。 ・消費者契約法において積み残された論点につき、引き続きの検討を早急に開始することを求める。
2月23日	「消費者契約法の規律の在り方についての答申」に対する会長声明	京都弁護士会 会長 白浜 徹朗	<ul style="list-style-type: none"> ・答申のうち、現時点で法改正を行うべきとされた事項につき、速やかに改正法案を策定した上で国会に提出するとされている点は評価できる。 ・速やかに法改正を行うべきとされた6項目を除く他の論点について、できるかぎり早い時期に答申を行うことができるよう、消費者委員会、消費者庁及び国民生活センターにおいて、積極的かつ充実した取組を可及的速やかに実施すべきである。
2月23日	「特定商取引法の規律の在り方についての答申」に対する会長声明	京都弁護士会 会長 白浜 徹朗	<ul style="list-style-type: none"> ・答申のうち、法改正による来往が必要な事項につき、速やかに改正法案を策定した上で国会に提出することが適当であるとされている点は評価できる。 ・Do・Not・Call制度やDo・Not・Knock制度の導入など、調査会報告書において見送られた事項についても、できるだけ早い時期に実効性ある法制度の確立に向けた検討が再開されるべきである。
2月25日	特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求める意見書	青森県弁護士会 会長 竹本 真紀	特定商取引に関する法律に、電話勧誘販売及び訪問販売の取引類型について、事前拒否者への勧誘を禁止する制度(Do-Not-Call制度、Do-Not-Knock制度)を導入することを求める。
3月18日	特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求める意見書【参考送付】	鹿児島県弁護士会 会長 大脇 通孝	<ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法を改正し、電話勧誘販売について、いわゆるDo-Not-Call制度を導入することを求める。 ・特定商取引法を改正し、訪問販売について、いわゆるDo-Not-Knock制度を導入することを求める。
3月31日	東京都消費者被害救済委員会「看護学校の入試対策講座の解約返金に係る紛争」処理結果報告について	東京都消費生活総合センター 所長 吉村 幸子	東京都消費者被害救済委員会において「看護学校の入試対策講座の解約返金に係る紛争」を処理した結果を報告書に取りまとめた。同報告書において、社会人の受験のための学力の教授に対して、特定商取引法の適用がないことにつき、同じ受験のための塾での役務提供に対し、現役生か浪人生・社会人であるかに差を設けることに合理性はないとし、指定役務性を採用すること自体に合理性があるのかどうか、廃止も含めての検討を求めている。東京都は、本報告書を踏まえ、今回要望する。

< 取引・契約関係(その他) : 2件 >

受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月3日	サーバ型電子マネーについての意見書	出会い系サイト被害対策弁護団事務局 弁護士 高橋 映次	「電子マネーに関する消費者問題についての建議」(平成27年8月消費者委員会)のフォローアップに関して、参考として、サーバ型電子マネー発行者の苦情処理体制構築義務、苦情原因究明義務等、認定資金決済事業者協会による加盟店情報交換制度を設けることを求めるもの。
2月24日	不当景品類及び不当表示防止法施行規則(案)及び不当景品類及び不当表示防止法第8条(課徴金納付命令の基本的要件)に関する考え方(案)に対する意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	<p>景品表示法施行規則案及び同法8条に関する考え方案(指針案)について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則案7条2項ただし書の「正当な事由」については、指針案で範囲を厳密に限定すべき。また、10条2項1号の「周知の方法」については、規則案の中で個別通知を行うことを定め、顧客情報を把握していない場合は対象者を客観的資料から認定することを指針案に明記すべき。 ・指針案の第2の2(2)において、具体的に問題となりがちなケースの具体例を挙げておくべき。 ・指針案の第3において、公正競争規約に沿った表示に関しては「原則として課徴金対象行為は成立せず」という表現に留めるべき。 ・指針案の第4の1(2)において、複数のメディアを通じて不当表示を行っていた場合には、全ての不当表示を中止しなければ「やめた日」に該当しないことを明記すべき。 ・指針案の第5の公正競争規約に沿った表示に関する例示の部分については「原則として」課徴金の納付を命ずることはないとの表現に留めるべき。また、1において『相当の注意』につき客観的資料に基づく確認を要することを明記し、2の「知った後に速やかに課徴金対象行為を取り止めなかったとき」の意味について具体例を追加すべき。

< 食品表示関係: 2件 >

受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月14日	機能性表示食品制度に対する意見書	東京弁護士会 会長 伊藤 茂昭	安全性や科学的根拠に疑問があり、中には消費者に誤認を与える可能性のある表示をしている機能性表示食品が見られる状況である。にも関わらず健康被害が生じても被害救済制度がなく、適格消費者団体の差止請求対象外。廃止を含めて制度の見直しをすべきである。
2月25日	廃棄食品の不正流通事案に対する意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表) 岩岡 宏保 代表理事(共同代表) 河野 康子 代表理事(共同代表) 松岡 萬里野	廃棄食品の不正流通に対し、排出量の削減や販売業者の責任も視野に入れて対策を講ずべき。同時に食品ロス削減に向けた官民連携の取り組みが必要。

< 消費者安全関係: 2件 >

受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月4日	プラザキサ(ダビガトラン)に関する意見書 【参考送付】	薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木 利廣	・厚生労働大臣に対して、日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社が製造販売するプラザキサの販売の一時停止及び回収を内容とする緊急命令を発動することを求める。 ・日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社に対し、プラザキサの販売を一時停止すること等を求める。
3月4日	「心房細動治療(薬物)ガイドライン(2013年改訂版)」の利益相反問題に関する公開質問【参考送付】	薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木 利廣	・新規経口抗凝固剤(NOAC)を製造・販売する企業が、「心房細動治療(薬物)ガイドライン(2013年改訂版)」を作成した日本循環器学会等に対して多額の講演料等を支払ったことは同ガイドラインの公正さに疑義を生じさせる利益相反関係であるとして、製薬企業に対し、自社が製造・販売するNOACが日本で承認された年度から2013年度までの間に同ガイドラインを作成した日本循環器学会等に対して払った金銭の年度ごとの額を、また、日本循環器学会に対して上記利益相反関係についての基本的な考え方等について質問する。

< 地方消費者行政関係: 1件 >

受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月29日	消費生活相談員の功績を理解し、適切な待遇を行うことを求める会長声明	群馬司法書士会 会長 高橋 徹	意欲・能力のある人材を消費生活相談員として確保していくため、高度の技術・法知識を有し多量の相談業務を担う消費生活相談員の功績を理解し、待遇の改善、配置の継続化等の適切な待遇を行うことを求める。

< その他(消費者庁等の移転関係: 49件) >

受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月4日	消費者庁、国民生活センターおよび消費者委員会の地方移転に反対する意見書	先物取引被害全国研究会 代表幹事 弁護士 平澤 慎一	消費者庁、消費者委員会、国民生活センターが地方へ移転すれば消費者行政の機能は壊滅し、先物取引被害をはじめとする投資被害の拡大を招くことは必至であり、地方移転について強く反対する。
1月4日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する意見書	京都弁護士会 会長 白浜 徹朗	消費者庁、国民生活センター、消費者委員会が、それぞれ消費者保護政策を推進する司令塔機能、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能、消費者行政の監視機能等を果たすために、地方移転には反対。
1月4日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する意見書	内閣総理大臣認定適格消費者 団体認定 特定非営利活動法人消費者支 援ネット北海道 理事長 向田 直範	東京一極集中の是正を図ることには賛同するが、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターが各省庁と遠く離れた地方に移転することは、現在有効に働いている連携、調整等の機能を著しく低下させ、消費者政策を大幅に後退させる可能性があることから、強く反対。
1月4日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する意見書	適格消費者団体ひょうご消費者 ネット 理事長 山崎 省吾	消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの地方移転には反対。地方移転により、本来期待されていた調整機能、事業者監督機能が低下し、さらには行政の非効率を招くことが必定。

1月12日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の徳島県への移転に反対する意見書	一般社団法人北海道消費者協会 会長 橋本 智子	消費者庁、国民生活センター、消費者委員会の地方移転については、消費者行政の停滞、後退をもたらし、地域における消費者問題への取組にも悪影響を及ぼすものであり、看過することができず、移転に強く反対。消費者団体などからの意見も十分に聴取した上で慎重に検討することを要望する。
1月14日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する会長声明	第二東京弁護士会 会長 三宅 弘	徳島県からの提案を受け、消費者庁と国民生活センターの移転が検討されている。政府関係機関の地方移転促進は、関連する民間事業者の地方展開を促す効果が期待できるなど、地方活性化に資する政策としては大いに評価できるが、消費者庁・国民生活センターについては、両機関が果たす機能から地方移転には不相当であり、強く反対。
1月14日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する会長声明【参考送付】	長野県弁護士会 会長 高橋 聖明	徳島県からの提案を受け、消費者庁と国民生活センター、消費者委員会の移転が検討されているが、これら機関の機能を低下させ、我が国の消費者行政の推進を阻害することになるから、当会はこれらの地方移転に強く反対。
1月14日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する会長声明【参考送付】	仙台弁護士会 会長 岩淵 健彦	消費者庁と国民生活センター、消費者委員会の移転が検討されているが、各機関の本来の役割を著しく減退あるいは失わせるものといわざるを得ず、反対。
1月14日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	沖縄弁護士会 会長 阿波連 光	消費者庁、国民生活センターが、それぞれ消費者保護政策を推進する司令塔機能、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能等を果たすために、地方移転には反対。
1月18日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する意見書	札幌弁護士会 会長 太田 賢二	消費者庁、国民生活センター、消費者委員会が、それぞれ消費者保護政策を推進する司令塔機能、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能、消費者行政の監視機能等を果たすために、地方移転には反対。
1月18日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する会長声明～消費者行政の司令塔機能を弱めてはならない～	新潟県弁護士会 会長 平 哲也	一般論として、政府関係機関の地方移転の取組自体について反対するものではないが、消費者庁、国民生活センター、消費者委員会が移転することで、各機関の機能が大幅に低下することが懸念され、消費者基本法、消費者庁及び消費者委員会設置法の基本理念に反するものであるから、地方移転には反対。
1月20日	消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転に関する要望	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長 河野 康子	消費者庁、消費者委員会、国民生活センターについては、その役割や機能、また、現状の到達点等から考えて、地方移転は行うべきではない。「真の意味での『行政の改革』」の志に立ち返り、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターを一体的に育て、「国民本位の行財政への転換」を進めていくことにこそ注力すべき。

1月20日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	長野県消費者団体連絡協議会 会長 鶴飼 照喜	一般論として、政府関係機関の地方移転の取組自体について反対するものではないが、消費者庁、国民生活センターが移転することで、各機関の機能が大幅に低下することが懸念されるもので、移転の合理的な理由に乏しく、地方移転には反対。
1月22日	消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	埼玉県弁護士会 会長 石河 秀夫	消費者庁、国民生活センター、消費者委員会が、それぞれ消費者保護政策を推進する司令塔機能、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能、消費者行政の監視機能等を果たすために、地方移転には反対。
1月22日	消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転案に反対します	仙台投資被害弁護団 団長 千葉 達朗 幹事 千葉 晃平	東京一極集中是正のための方策としての政府関係機関の地方移転促進は、考慮に値するものと思われるが、現時点において、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの徳島移転案は、各機関の本来的役割を著しく減退又は失わせるものといわざるを得ず、また各団体の意見聴取等が甚だ不十分である等、手続面からも重大な問題であり、地方移転には反対。
1月22日	消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島県移転に反対する意見書	静岡県司法書士会 会長 杉山 陽	消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの徳島県移転は、 ・消費者行政の機能低下が不可避 ・国が守るべき国民の安全を軽視するものであり、反対。
1月22日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	適格消費者団体 特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク 理事長 井田 雅貴	消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの地方移転は、各機関の機能を大幅に低下させるおそれが大きく、有識者会議が受け付けられない移転の提案の典型であり、地方移転には反対。
1月25日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する会長声明【参考送付】	茨城県弁護士会 会長 木島 千華夫	消費者庁、国民生活センターが、それぞれ消費者保護政策を推進する司令塔機能、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能等を果たすために、地方移転には反対。
1月25日	消費者庁・国民生活センターの徳島県及び地方移転に反対します	家庭栄養研究会 会長 阿部 五百子	国は消費者庁移転に関し、国民に説明していない。消費者庁は、消費者・消費者団体との連携が最重要であり、我々はその移転に納得しておらず、移転するメリットはないと考えるため、消費者庁、国民生活センターの地方移転には反対。
1月25日	意見書	内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま 理事長 河田 英正	消費者庁、消費者委員会、国民生活センターが地方へ移転した場合、現在と同様の人材を確保し、機能を維持することは極めて困難。消費者行政の推進が大きく阻害されることは明白であり、地方移転について強く反対する。

1月25日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する会長声明	山形県弁護士会 会長 安孫子 英彦	政府機関の地方移転の取組自体には反対するものではないが、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターが地方へ移転すること]は、その果たすべき機能が大きく損なわれるといわざるを得ず、地方移転には反対。
1月26日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する意見書	特定非営利活動法人 神奈川県 消費者の会連絡会 代表理事 今井 澄江	政府機関の地方移転の取組自体には反対するものではないが、消費者庁、消費者委員会、消費者委員会、国民生活センターが地方へ移転すること]は、本来の機能が大きく低下することを心配しており、地方移転には反対。
1月27日	消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	全国クレサラ・生活再建問題対 策協議会	消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの地方移転については、各機関の機能や連携を低下させるなど、消費者行政にとって深刻なダメージを与えるおそれが高く、消費者全体の不利益につながるので、強く反対。
1月28日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する理事長声明	関東弁護士連合会 理事長 藤田 善六	消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの地方移転については、我が国の消費者行政全体の機能低下が強く懸念され、ひいては消費者全体の利益を大きく損なうことになると考えられるので、反対する。
1月29日	消費者等の地方移転に反対する会長声明	宮崎県弁護士会 会長 町元 真也	過度な中央集権を解消し地方行政の活性化を図る観点から、各省庁の地方移転自体は望ましいことであるが、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの地方移転は、それらが果たす機能からすれば、強く反対。
1月29日	消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの地方移転に反対する意見書	全国証券問題研究会 代表 弁護士 内橋 一郎	消費者行政の機能を著しく低下させ、金融商品取引被害をはじめとする消費者被害の拡大を招くこととなる消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの地方移転に強く反対。
2月1日	消費者庁等の移転に反対する意見書	兵庫県弁護士会 会長 幸寺 寛	消費者庁、国民生活センター、消費者委員会が、それぞれ消費者保護政策を推進する司令塔機能、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能、消費者行政の監視機能等を果たすために、地方移転には反対。
2月1日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する会長声明	大分県弁護士会 会長 西畑 修司	消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの徳島県移転が検討されているが、政府関係機関移転に関する有識者会議が掲げる、移転の提案を受け付けられない提案の典型であり、移転には反対。

2月2日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する意見書	京都先物・証券取引被害研究会 代表幹事 弁護士 長谷川 彰	過度な中央集権を解消し地方行政の活性化を図る観点から、各省庁の地方移転自体は望ましいことであるが、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの地方移転は、それらが果たす機能からすれば、強く反対。
2月5日	消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの地方移転に反対する意見書	神戸先物・証券被害研究会 代表幹事 弁護士 村上 英樹	消費者行政の機能を著しく低下させ、金融商品取引被害をはじめとする消費者被害の拡大を招くこととなる消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの地方移転に強く反対。
2月8日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の機能を損なう移転に反対する意見書	広島弁護士会 会長 木村 豊	消費者庁、国民生活センター及び消費者委員会の機能を低下させるかたちでの移転は、我が国の消費者行政の機能を阻害しかねないので、このような恐れのある移転には反対する。
2月9日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する会長声明	岡山弁護士会 会長 吉岡 康祐	東京一極集中を是正し地方を活性化させるため、政府関係機関を地方に移転するという政策自体に反対するものではないが、消費者庁・国民生活センター・消費者委員会については、その果たすべき役割と機能に鑑みて、地方に移転する機関としては不適切であり、移転には強く反対。
2月18日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する意見書	NPO法人消費者被害防止ネット ながさき 理事長 井手 義則	消費者庁、国民生活センター、消費者委員会が、それぞれ消費者保護政策を推進する司令塔機能、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能、消費者行政の監視機能等を果たすために、地方移転には反対。
2月22日	消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	大阪司法書士会 会長 中谷 豊重 消費者問題対策委員会 委員長 浅田 奈津子	東京一極集中の是正に反対するものではないが、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転については、消費者行政にとって深刻なダメージを与えるおそれが高く、ひいては消費者全体の不利益につながるものであることから、強く反対。
2月23日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する会長声明【参考送付】	栃木県弁護士会 会長 若狭 昌稔	徳島県からの提案を受け、消費者庁と国民生活センター、消費者委員会の移転が検討されているが、これら機関の機能を低下させ、我が国の消費者行政の推進を阻害することになるから、当会はこれらの地方移転に強く反対。
2月23日	消費者庁・国民生活センター及び消費者委員会の地方移転に反対する会長声明【参考送付】	第一東京弁護士会 会長 岡 正晶	政府関係機関移転の取組は、東京一極集中を是正し地方の活性化を促進させるものであり、基本的な考え方としては賛成できるが、現在議論されている消費者庁等の地方移転は、総合的な視点が欠落した場当たりのものといわざるを得ず、そのような議論だけで地方へ移転することには反対する。

2月24日	消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの地方移転に反対する意見書	大阪証券問題研究会 代表 弁護士 三木 俊博	消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターが地方へ移転すれば、消費者行政の機能は著しく低下し、金融商品取引被害をはじめとする消費者被害の拡大を招くことは必至であり、地方移転には強く反対。
2月29日	消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転に反対する会長声明	静岡県弁護士会 会長 大石 康智	政府関係機関の地方移転の検討を行うこと自体に反対するものではないが、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの地方移転は、政府関係機関移転に関する有識者会議が掲げる、移転の提案を受け付けられない提案の典型であり、移転には反対。
2月29日	消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転に反対する会長声明	富山県弁護士会 会長 水谷 敏彦	政府関係機関の地方移転の基本的な方向性は評価できるが、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの徳島県移転が検討されているが、政府関係機関移転に関する有識者会議が掲げる、移転の提案を受け付けられない提案の典型であり、移転には反対。
2月29日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する会長声明	鹿児島県弁護士会 会長 大脇 通孝	政府関係機関の地方移転の取組自体に反対するものではないが、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの地方移転は、これら機関の機能を大幅に低下させることが明らかであることから、移転には反対。
3月1日	消費者庁及び国民生活センターの地方移転に反対する意見書	特定非営利活動法人なら消費者 ねっと 理事長 北條 正崇	消費者庁及び国民生活センターを地方に移転することは、両社が持つ機能、役割を大きく低下させ、消費者行政の推進を阻害し、国民の安全安心を軽視するものとして、強く反対する。
3月1日	消費者庁等の徳島移転についての意見書	サブリース被害対策弁護団 団長 弁護士 三浦 直樹	消費者庁や国民生活センター等の徳島移転問題に対しては、迅速かつ緻密な調整や協議が困難となるので、徳島移転には反対。
3月3日	消費者庁等の徳島移転についての意見書	安愚楽牧場被害対策(大阪)弁護団 団長 弁護士 斎藤 英樹	消費者庁等の徳島移転問題に対しては、東京から遠隔地の地方にこれらを移転させるのでは、十分な機能を迅速に果たすことができず、徳島移転には強く反対。
3月3日	消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの地方移転に反対する意見書	先物・証券被害問題研究会(大阪) 代表 弁護士 斎藤 英樹	消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターが地方へ移転すれば、消費者行政の機能は著しく低下し、商品先物取引被害、詐欺的投資被害をはじめとする消費者被害に重大な影響を生じることは必至であり、地方移転には強く反対。

3月8日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する会長声明	奈良弁護士会 会長 兒玉 修一	政府関係機関の地方移転を促進すること自体は評価できるが、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの徳島県移転が検討されているが、政府関係機関移転に関する有識者会議が掲げる、移転の提案を受け付けられない提案の典型であり、移転には反対。
3月10日	消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する意見書	特定非営利活動法人消費者ネットワークかごしま 理事長 森 雅美	政府関係機関の地方移転の検討を行うこと自体に反対するものではないが、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの地方移転は、これら機関の本来的機能を大幅に低下させることが明らかであることから、移転には反対。
3月14日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する会長声明	熊本県弁護士会 会長 馬場 啓	消費者庁、国民生活センターが徳島県から移転についての提案を受けているが、関係省庁と緊密な連携の下に消費者行政を推進すべきであり、それらの地方移転は機能上から不適當であるから、移転の対象とすべきでない。
3月22日	消費者庁等の移転に反対する意見書	近畿弁護士会連合会 会長 元永 佐緒里	消費者庁、国民生活センター、消費者委員会が、それぞれ消費者保護政策を推進する司令塔機能、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能、消費者行政の監視機能等を果たすために、地方移転には反対。
3月22日	消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転に反対する意見書	東京PL弁護団 代表 弁護士 中村 雅人	消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転は、消費者行政に関する行政機能の低下につながり、国民の利益に反するため、反対。